



## 粗大ごみ収集 休業のお知らせ

12月から2月まで（冬期間）は  
粗大ごみ収集をお休みします

※ただし、自己搬入（クリーンセンターへの持ち込み）月曜～金曜（祝日含む）の午前8時45分～午後4時30分まで行っています。（年末年始は受入休止）



## マナーを守って 正しい分別

「ごみ」および「資源物」の排出マナーを  
守り正しい分別にご協力を!

ごみや資源物の排出にあたり、一部不適正な事例が見受けられます。

「たかがごみなのでこの程度であれば」や「面倒くさい」等といった考え方ではなく、「ごみ」および「資源物」の排出マナーを守り正しい分別にご協力をお願いします。

### ◎ごみの不適正排出事例

- 町指定の有料袋以外（段ボールやスーパー等のレジ袋）で排出されている。
- 収集日以外の日や、収集後に排出されている。
- 事業活動によって生じるごみが排出されている。

### ◎資源物の不適正排出事例

- ペットボトルの中にプラスチック製容器（ボトル製）が混入し排出されている。
- 燃やさないごみ（汚れているプラスチック製容器や食器等）が混入し排出されている。
- ビンのキャップやペットボトルのキャップ・ラベルがはずされず排出されている。
- 収集日以外の日や、収集後に排出されている。



※ごみや資源物の分別等については、町が配布している冊子『家庭ごみの「分け方・出し方」』をご覧ください。冊子は環境対策課窓口で無料配布しています。また、町ホームページからも閲覧、ダウンロードできます。

ごみの不法投棄は法律により厳しく罰せられますので絶対にやめてください

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



## 住宅支援制度 (最大200万円)

町では、移住・定住を目的に土地・住宅を取得する方へ補助金を交付しています。（条件により最大200万円！！）  
補助金の交付には**事前に計画申込書の提出が必要です。**

**制度概要** 町が指定する区域内（用途地域内）に**土地を売買により購入した方**で、購入年度を含め3年度以内に住宅を完成させ居住する予定のある方、中古住宅を購入し居住する予定のある方に対して補助金を交付します。

**対象者** ①本年4月1日以降に余市町に転入し、転入日前1年間において町内に住所を有していなかった方で、用途地域内に土地を購入し新築住宅を建築または建売住宅を購入される方、中古住宅を購入される方  
②上記以外の**町内在住者**の場合は、まほろばの郷地区に土地を購入し新築住宅を建築・建売住宅を購入される方

※各種加算条件等ありますので詳細はお問合せください。

申込み・問合せ まちづくり計画課 ☎21-2124